

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年4月28日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

(1) 抗原検査キットの受取・保管

ア 保育・教育施設分と放課後児童育成事業所分を分けて管理する。

イ 保育・教育施設分の配送開始は令和4年10月1日、放課後児童育成事業所分の配送開始は、令和4年11月1日とする。

(2) 抗原検査キットの仕分け・配送

ア 抗原検査キットの配送依頼をFAXにて受け付け、原則2営業日以内に配送する。配送区域は横浜市内とする。

イ 原則として、平日及び土曜日の8時から19時の間に配送すること。

なお、放課後児童育成事業所分は14時から19時の間に配送すること。

2 履行(納品)場所

横浜市内保育・教育施設等

3 契約日

令和4年12月28日

4 履行日又は履行期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日

5 契約金額

5,881,810円

6 契約の相手方(名称及び所在)

丸全トランスポート株式会社 代表取締役 嶋田 良二
横浜市旭区上川井町1964

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

医療機関等で抗原検査キットが不足しており、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮による社会機能の維持を目的として、即時的な対応が必要となったため。

8 契約の相手方の選定理由

抗原検査キットを大量かつ速やかに配送できる業者であったため。

9 所管課

こども青少年局保育・教育運営課